

○北海道防衛局防火管理規則

北海道防衛局達第17号

- 改正 平成21年3月31日北海道防衛局達第5号
- 改正 平成22年3月31日北海道防衛局達第3号
- 改正 平成23年3月31日北海道防衛局達第3号
- 改正 平成24年4月6日北海道防衛局達第5号
- 改正 平成25年3月21日北海道防衛局達第2号
- 改正 平成27年3月27日北海道防衛局達第6号
- 改正 平成30年11月29日北海道防衛局達第8号
- 改正 令和3年3月29日北海道防衛局達第6号
- 改正 令和4年3月31日北海道防衛局達第4号
- 改正 令和5年3月31日北海道防衛局達第3号
- 改正 令和6年3月29日北海道防衛局達第4号

北海道防衛局防火管理規則を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局防火管理規則

(目的)

第1条 この規則は、札幌第3合同庁舎における北海道防衛局の防火管理に関し必要な事項を定め防火管理の徹底を期し、もって、火災その他の非常災害（以下「火災等」という。）による物的、人的被害を軽減することを目的とする。

(法令等との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、防火管理についての必要な事項は、法令その他別段の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(職員の義務)

第3条 職員は、火災予防について常に細心の注意をはらい、火災等が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、最善をつくさなければならない。

(防火担当責任者等)

第4条 防火管理の徹底を図るため、防火担当責任者、火元責任者(以下「防火担当責任者等」という。)を置く。

2 防火担当責任者は、会計課長とし、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 火元責任者に対する防火管理業務についての指導及び監督
- (2) 札幌第3合同庁舎に置かれる防火管理者に対する助言及び報告
- (3) その他火災予防上必要な措置

3 火元責任者の担当区域は、別表1のとおりとし、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 火気使用設備・器具の火気管理
- (2) 火気使用設備・器具、電気設備、危険物施設消防用設備等の日常における維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備・器具の安全確認及び応急処置
- (4) 防火担当責任者に対する助言及び報告
- (5) その他火災予防上必要な措置

(火災予防)

第5条 職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 札幌第3合同庁舎敷地内での喫煙は禁止とする。
- (2) 廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設に避難の妨げとなる物品を置かないこと。
- (3) 最終退庁者は、電気器具の電源の切断及び火気の消滅を確認すること。

(火災等の発見者)

第6条 火災等を発見した者は、大声で周囲の者に知らせるとともに、直ちに内線又は最寄りの各階の階段扉前に消火栓等とともに

設置されている非常用電話で札幌第3合同庁舎に置かれる防災センター（内線3805）に火災の場所、状況等を通報しなければならない。

（非常持出）

第7条 部課長は、火災等の発生に際して搬出すべき重要書類及び物件をあらかじめ指定し、その容器等に「非常持出」の表示をしておくものとする。

（臨時の火気使用等）

第8条 次の各号に掲げる行為を行おうとするときは、防火担当責任者等を経て、札幌第3合同庁舎に置かれる防火管理者に事前に申請し、承認を受けなければならない。

(1) 指定場所以外において、臨時に火気を使用する場合

(2) 危険物を貯蔵・移動するなどして取り扱う場合

（自衛消防隊）

第9条 札幌第3合同庁舎に置かれる自衛消防隊の北海道防衛局地区隊の編成及び任務は、別表2のとおりとする。

（休日・夜間等の対応）

第10条 休日・夜間等に出勤している職員が火災等を発見した場合には、第6条に規定する通報を行うとともに、防災センター等の指示に従い行動するものとする。

（委任規定）

第11条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日北海道防衛局達第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日北海道防衛局達第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日北海道防衛局達第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日北海道防衛局達第5号）

この規則は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年3月21日北海道防衛局達第2号）（抄）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日北海道防衛局達第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月29日北海道防衛局達第8号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日北海道防衛局達第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日北海道防衛局達第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日北海道防衛局達第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日北海道防衛局達第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

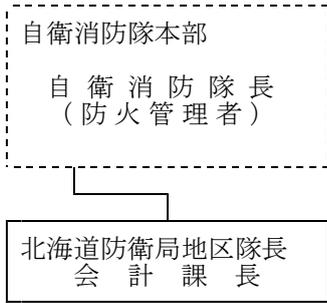
火元責任者指名及び担当区域

担 当 区 域		火 元 責 任 者	
階 数	室 名		
地 下 1 階	第 1 書 庫	正 会計課	課長補佐（総務、会計、管理担当）
	第 2 書 庫	副 〃	管理係長
1 階	サ ー バ ー 室	正 総務課	課長補佐（総務、企画審査、文書担当）
	機 械 室	副 〃	企画審査係長
2 階	管 理 部 長 室	正 業務課	課長補佐
	事 務 室（北側）	副 〃	総務係長
	廊 下・給湯室		
	ゴ ミ 置 場		
	事 務 室（契約課）	正 契約課	課長補佐
	入 札 室	副 〃	契約係長
	契 約 課 書 庫		
	情 報 公 開 室	正 総務課	課長補佐（総務、企画審査、文書担当）
		副 〃	文書係長
	物 品 庫	正 会計課	課長補佐（総務、会計、管理担当）
		副 〃	管理係長
3 階	局 長 室	正 総務課	課長補佐（総務、企画審査、文書担当）
	次 長 室	副 〃	総務係長
	秘 書 室		
	総 務 部 長 室		
	防 衛 補 佐 官 室		
	事 務 室（南側）		
	企 画 部 長 室	正 地方調整課	課長補佐
	企 画 部 次 長 室	副 〃	総務係長
	事 務 室（北側）		
	北 側 更 衣 室		
	女 子 更 衣 室	正 会計課	課長補佐（総務、会計、管理担当）
	廊 下・給湯室	副 〃	管理係長
	ゴ ミ 置 場		
4 階	調 達 部 長 室	正 調達計画課	課長補佐（総務、企画担当）
	調 達 部 次 長 室	副 〃	総務係長
	事 務 室（南側）		
	調 達 部 会 議 室		
	ミーティングルーム		
	廊 下・給湯室		
	ゴ ミ 置 場		
	当直室兼心の相談窓口	正 総務課	課長補佐（総務、企画審査、文書担当）
		副 〃	企画審査係長
	事 務 室（設備課）	正 設備課	課長補佐
		副 〃	設備第1係長
	総 務 部 書 庫	正 総務課	課長補佐（総務、企画審査、文書担当）
		副 〃	総務係長
	管 理 部 書 庫	正 業務課	課長補佐

	副	〃	総務係長
第1会議室・第2会議室	正	会計課	課長補佐（総務、会計、管理担当）
	副	〃	管理係長

別表 2

北海道防衛局地区隊編成及び任務



通報連絡班	防災センターへの連絡			
	(班長) (班員)	総務課 総務課 地方調整課	務務課 務務課 調整課	課長補佐(総括担当) 総務係長 総務係長 課長補佐(総務、企画担当) 課長補佐
消火班	消火器、屋内消火栓を活用しての初期消火活動			
	(班長) (班員)	会計課 地方調整課 周辺環境整備課 防音対策課 建築木備管理課	課長補佐(出納、審査担当) 企画審査係長 管理係長 基地対策室 室長補佐(基地対策第1担当) 課長補佐(施設対策、事業調整担当) 課長補佐(防音、移転措置担当) 課長補佐 課長補佐 課長補佐(提供管理担当)	
避難誘導班	携帯用拡声器を活用しての避難誘導避難状況の確認及び地区隊長への報告			
	(班長) (班員)	総務課 地方調整課 防音対策課 建築設備管理課	課長補佐(人事、厚生担当) 厚生係長 会計係長 環境対策室 環境対策係長 課長補佐(住宅防音担当) 課長補佐(計画調整担当) 建築第1係長 設備第1係長 課長補佐(行政財産管理担当) 課長補佐	
安全防護班	防火戸等の操作・危険物を取扱う施設の運転停止			
	(班長) (班員)	会計課 周辺環境対策課 調達計画課 施設管理課	課長補佐(総務、会計、管理担当) 文書係長 審査係長 課長補佐(障害防止、道路、調整交付金、再編交付金担当) 総務係長 設備第2係長 施設企画室 室長補佐(施設企画第1担当)	
搬出班	重要書類及び物件の搬出			
	(班長) (班員)	総務課 契約調整課 周辺環境整備課 防音対策課 調達業務課 建築木備業務課 施設管理課	課長補佐(総務、企画審査、文書担当) 人事係長 出納係長 契約係長 総務係長 施設対策係長 移転措置係長 施設緊急復旧計画専門官 建設事業監理官 施設基盤強化対策専門官 施設基盤強化対策専門官 施設基盤強化対策専門官 総務係長 調達協力室 室長補佐 行政財産管理係長 取得係長	